

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大阪府道路公社</p>	<p>委託業務において受注者が再委託を行う場合、業務委託契約書により、書面をもって大阪府道路公社に通知し、承認を得なければならないとされているが、以下の業務委託契約について、書面による通知がなされず、承認もなされていなかった。</p> <p>「第二阪奈有料道路 受配電・自家発電設備 点検整備委託」</p> <p>(1) 契約期間 平成25年6月10日～平成26年3月25日</p> <p>(2) 契約金額 20,790,000円</p> <p>(3) 再委託業務 消防法に基づく地下タンクの配管の漏洩検査業務</p> <p>「堺泉北有料道路 橋梁点検業務委託（その1）」</p> <p>(1) 契約期間 平成24年11月16日～平成25年7月15日</p> <p>(2) 契約金額 15,057,000円</p> <p>(3) 再委託業務 交通誘導業務</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>委託業務について、再委託を行っているにもかかわらず、書面による通知及び承認がなされていないことは契約に違反している。</p> <p>今後、同様の契約により事業を実施する際には、契約内容を熟知し、再委託に係る書面通知の入手や承認手続の実施など、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p>【第二阪奈有料道路 受配電・自家発電設備 点検整備委託】契約書 (再委託等の禁止)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。</p> <p>【堺泉北有料道路 橋梁点検業務委託（その1）】契約書 (一括再委託等の禁止)</p> <p>第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。</p>	<p>委託業務において、受注者が再委託等を行う場合の発注者への書面による通知及び承認手続に関する事務処理を定めるとともに、職員に通知し、手続の徹底を図った。</p> <p>今後は、委託業務に係る契約手続及び履行確認について、適正な事務処理に努める。</p>

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大阪府道路公社</p>	<p>工事請負業務において受注者が一部の業務を第三者に請け負わせようとする場合、工事請負契約書第7条により、書面をもって大阪府道路公社に通知しなければならないとされているが、以下の工事請負契約について、受注者が工事の一部につき第三者に請け負わせているにもかかわらず、書面による通知がなされていなかった。</p> <p>「堺泉北有料道路 橋梁塗装塗替工事」</p> <p>(1) 期間 平成25年7月25日～同年11月15日</p> <p>(2) 契約金額 17,241,000円</p> <p>(3) 外注計画業務 足場仮設工事、塗装工事</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>工事の受注社が業務の一部を第三者に請け負わせているにもかかわらず、書面による通知がなされていないことは、契約に違反している。</p> <p>今後、同様の契約により事業を実施する際には、契約内容を熟知し、工事の受注者が第三者を利用する場合は書面通知を入手し、適正な事務処理を行われない。</p> <p>-----</p> <p>【堺泉北有料道路 橋梁塗装塗替工事」契約書】</p> <p>(一括委任又は一括下請負の禁止)</p> <p>第6条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>(受任者又は下請負人の通知等)</p> <p>第7条 請負者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、受任者又は下請人の名称、委任し又は請け負わせる工事の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知しなければならない。</p>	<p>工事請負業務において、請負者が工事の一部を第三者に委任し、または請け負わせる場合の発注者への書面による通知の受理について、改めて職員に周知し、その徹底を図った。</p> <p>今後は、工事請負業務に係る契約手続及び履行確認について、適正な事務処理に努める。</p>